村松商工会

商工会が運営するECサイト【むらまつ商売繁盛.com (URL) http://www.muramatsu-niigata.com】

# URAMATSU **V** anagement Express



# 今月のトピックス

- 事業:むらまつ(得)クーポン発行事業参加店募集
- 経営:県連合会・村松商工会主催経営革新セミナー開催
- 地域:城下町むらまつ2017松城祭開催概要
- 労務:商工会主催職場健康診断受付開始
- 経営:酒類販売管理研修の義務化について
- 情報:9月度予定•県内消費動向•金融情報他



発行元:村松商工会/経営支援室 〒959-1705 新潟県五泉市村松乙245 TEL:0250-58-2201 FAX:0250-58-8409

E-mail:mms2201@blue.ocn.ne.jp URL http://www.muramatu-net.or.jp 平成29年9月1日発行(Vol.52)

平成29年度伴走型小規模事業者支援推進事業

# 「むらまつ(得)クーポン」発行事業への参加店募集について

村松商工会では、経営発達支援計画の認定に基づく 国の補助金を活用し、小規模事業者の販売促進・販路 開拓支援を目的とした「クーポンチラシ」の発行事業 を実施します。

クーポンを発行して頂ける事業者の方を右記の要領 にて募集します。村松商工会員の方であれば業種問わ ずご参加頂けますので、別紙の「案内チラシ」をご参 照の上、ぜひお申込み下さい。

## 【クーポン発行事業の流れ】

クーポン発行事業参加店募集

②店名・クーポン(サービス)内容を掲載したチラシ を作成し、新聞折込にて配布

#### 【経営革新セミナー】主催:新潟県商工会連合会/村松商工会 地域の魅力を再発見!~ 観光産業を地域の成長エンジンにするために

日本の「観光」は日を追うごとに注目度があがって きているものの、まだ一部に集中し、地方には埋もれ てしまっているコトも多くあります。

「身近すぎて気づけないもの」「パッと見ただけで 良さが伝わらないもの」をいかにして再発見し、磨 き、提案・発信するか。

本セミナーでは、全国や新潟県の観光を活用した 様々なアイディア・成功事例を交えながら、魅力ある 資源を見つけ出し、価値を磨き国内外の人々に届ける 方法を解説頂きます。

◆日時/平成29年9月28日(未) 14:00~15:30 (1.5H)

- ◆講師/**加藤史子**氏 (WAmazing㈱)代表取締役社長)
- ◆会場/村松商工会館2階大会議室

◆申込/お電話かFAXにて村松商工 会へお申し込みください。 (TEL.58-2201 FAX.58-8409)



③チラシを見たお客様がクーポンを使って買い物する ④各個店のPR、集客による販売促進

○チラシ配布時期:平成29年11月上旬~中旬予定 ※五泉市内全域に新聞折込を行います。

○クーポン利用期間:平成29年11月15日w~12月15日金

○募集事業所数:50事業所(村松商工会員限定・先着順) ○掲載スペース:縦49mm×横70mm

(申込事業所数により変更する場合があります)

#### ○参加費:無料

○申込み:「別紙申込書(案内チラシ裏面)」にご記入の 上、9月20日休までに村松商工会へお申込み下さい。

## 城下町むらまっ2017 北越戊辰戦争プレ150年 松城祭 闲催のお知らせ

◆思い出写真館 会場: 五泉屋菓子店店舗 (上町) 村松の古い写真を展示します。 開催期間:平成29年9月9日火~21日休 ◆街中美術館 会場:商店街各店舗にて 各家に伝わるお宝や趣味で集めた品を展示します。 開催期間:平成29年9月9日以~21日休 ◆街中講演会 会場:さくらんど会館多目的ホール 開催日:平成29年9月19日以 午後3時~ 講師 : **小島 正芳** 先生

- (元村松高校校長・元三条高校校長) 内容: 『村松藩祖堀直奇公一代記』
- 澤庵禅師との交流

※詳細につきましては9/8朝刊折込チラシをご覧ください。

主催:松城祭実行委員会 【お問合せ】佐藤:58-6513 知野:58-6531 共催:村松商工会商業部会 後援:五泉市 五泉市観光協会 村松商工会

【事業の実施概要】

村松商工会

商工会が運営するECサイト【むらまつ商売繁盛.com (URL) http://www.muramatsu-niigata.com】

新潟県消費動向調査 2017年夏期

【出典】一般財団法人新潟経済社会リサーチセンター センター月報(2017年7月号)

#### 今後半年間に購入・支出を予定している商品等

#### <耐久消費財>(図表1)

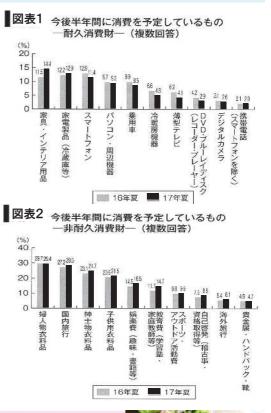
耐久消費財では「家具・インテリア用品」の回答割合が15年夏の 調査以来、最も高くなっている。以下は「家電製品(冷蔵庫等)」 「スマートフォン」などの順となっている。

16年夏の調査と比べると、「家具・インテリア用品」の割合が2.9 ポイント上昇しているほか、「家電製品(冷蔵庫等)」も上昇してい る。一方、「薄型テレビ」が2.1ポイント低下しているほか、「冷暖 房機器」「スマートフォン」「DVD・ブルーレイディスク(レコー ダー・プレーヤー)」などの割合が低下している。

#### <非耐久消費財>(図表2)

<mark>非耐久消費財では、「婦人物</mark>衣料品」の回答割合が最も高く、以下 <mark>「国内旅行」「紳士物衣</mark>料品」などの順になっている。

16年夏の調査と比べると、「教育費(学習塾・家庭教師等)が3.0 ポイント上昇しているほか、「娯楽費(趣味・書籍等)」「紳士物衣 料品」などの割合が上昇している。一方、「婦人物衣料品」「貴金 属・ハンドバッグ・靴」の割合は低下している。



## 特集:押さえておきたい消費税軽減税率のあらまし こんな時は8%?10%?軽減税率の判断基準について②~外食編~

軽減税率の対象とならない「外 食」とは、事業者が行う食事の提供 を指し、テーブル、いす、カウン ター等の飲食に用いられる設備のあ る場所で飲食商品を飲食させるサー ビスが該当します。



レストランなどはもちろん、ファストフードなどセル フサービスであっても店内で飲食する場合は外食です。 一方、持ち帰り弁当、ファストフードにおけるテイク アウト、出前やピザの宅配は外食に該当しません。自宅 などでの飲食が前提であり飲食設備のある場所での食事 の提供に該当しないためです。

つまり、牛丼やハンバーガーは、店内で食べると外食



(ンバーガーは、店内で良べると外良 で10%(標準税率)、テイクアウ トだと外食ではないので8%(軽減 税率)ということになります。

しかし、店内で飲食するもので はなくても、ケータリングや出張 料理は外食とされます。外食の判

断は難しい場合もありますが、次のような基準が示され ています。

#### <屋台>【標準・軽減】

カウンターやいすなどで飲食するラーメンやおでんな どの屋台は標準税率。飲食設備がなく持ち帰りが前提で 提供されるたこ焼きなどの屋台は軽減税率。

<ショッピングモールなどのフードコート> 【標準】

店内の飲食設備ではないが、フードコートのテーブルやいす等は飲食に利用することを前提に提供されているため外食に該当し、標準税率。

<コンビニなどのイートインスペース>【標準・軽減】 持ち帰り可能な状態の食料品の場合は軽減税率。ト レー・食器などの返却が必要な状態で提供する場合は標 進税率。

<パーティー会場等で行うケータリングや顧客の自宅等 で行う出張料理>【標準】

飲食設備は事業者の設置したものではないが、顧客の 求めに応じて調理・配膳等の給仕を伴う飲食料品の提供 を行うため、標準税率。

#### <社内会議室への飲食料品の配達> 【標準・軽減】

単に飲食料を届ける場合は軽減税率。会議室内で給仕 等を伴う場合は標準税率。

<ホテルのルームサービス>【標準・軽減】

ルームサービスは標準税率。客室内の冷蔵庫に入って いるジュース類は軽減税率。

#### <カラオケボックスでの飲食>【標準】

飲食設備がある場所での提供であり標準税率。

<映画館の売店> 【標準・軽減】

売店のそばにいすなどを置いて飲食させる場合は標準 税率。それ以外の場合は単なる販売のため軽減税率。

<列車内での飲食物のワゴン販売>【標準・軽減】 軽減税率。食堂車での飲食は標準税率。

<社員食堂や大学の学生食堂>【標準・軽減】 標準税率。学校給食や老人ホーム等での一定額までの

食事の提供は例外として軽減税率。 **く入院時の病院食>【非課税・標準】** 

健康保険法の食事療養費にあたる病院食は非課税。患者の自己選択による特別メニューは標準税率。

【出典:企業実務2017年7月号】

## <酒類小売業者・卸売業者の方は必ずご確認ください>

## 酒類販売管理研修の義務化について

国税庁では「酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行」及び「酒類の適正な販売管理の確保」を図ることを目的に、酒税法等の一部改正が行われました。 その一環として、平成29年6月から酒類の小売販売 場ごとに「酒類販売管理者」を選任し、当該酒類販売 管理者は販売管理研修(初回受講・再受講)を受講す るとともに、研修の受講実績等を記載した標識を店内 に掲示することが義務付けられました。

(1)酒類販売管理研修(初回研修) の受講の義務化	酒類小売業者(小売を行う製造業者及び卸売業者を含みます。以下同じ。) は、酒類の小売販売場ごとに、 <u>酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者</u> の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません。	
(2)3年ごとの酒類販売管理研修 (定期研修)の受講の義務化	酒類小売業者は、酒類販売管理者に、 <u>前回の受講から3年を超えない期間ご</u> とに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。	
(3)標識掲示の義務化	酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、 <u>酒類販</u> 売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。	

 (注) 1 上記に違反した場合には、「<u>罰則</u>」の対象となり、「<u>免許取消</u>」となる場合があります。
 2 平成29年6月1日以降は、酒類販売管理研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任しなければ なりません。ただし、同年5月31日までに酒類販売管理者を選任し届け出ている場合は、<u>初回研修は平</u> <u>成29年8月31日</u>までに、前回の受講から3年を経過している者の<u>定期研修は平成29年11月30日まで</u>に 受講させる必要があります。

- 3 酒類販売管理研修は、小売酒販組合などの国税庁長官又は国税局長が指定した団体が実施します。 研修実施団体の指定状況及び酒類販売管理研修の実施予定については、国税庁のホームページで確認 できます。http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/kenshuyotei/01.htm
- 4 標識については、国税庁のホームページでも作成することができます。 http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/mokuji.htm

## 国が認めた安心できる貯蓄、生命保障、融資をかねた制度 商工貯蓄共済 〜加入のおすすめ・制度内容のご紹介〜

#### 【ご加入について】

- □加入年齢:共済年齢6歳から65歳までの健康な方。
- □満期は**10年満期**と**5年満期**の2種類あります。
- □5年掛けなら70歳まで入れます。
- □掛け金は、どなたでも月々**1口2,000円**です。
- □被共済者1人につき20口まで加入できます。

#### 【貯蓄について】

□月々の掛け金から生命共済料・手数料を控除した資 金を**貯蓄積立金**としてお預かりし、満期まで1年複 利で計算。大変有利です。

#### 【生命保障について】

- □ 1 口につき25万円から100万円まで年齢により給 付されます。
- □医療保障特約(先進医療特約付)を追加で加入する と、病気やケガで入院・手術をした場合の保障が追 加されます。最長90歳まで継続可能です。

#### 【融資について】

□-口につき100万円(最高20口2,000万円)まで。

□返済は運転資金5年・設備資金は10年返済まで。

- □加入申込から6ヵ月積み立てると融資を申し込むこ とができます。
- □融資金利は、固定金利となります。
- (融資については金融機関の審査があり、県信用保証 協会の保証付きとなる場合があります。)

#### 【その他さまざまな特典】

#### □日帰り人間ドック受診料特別割引制度

総合健診(日帰りドック):21,000円(消費税別)

- □海水浴には、海の家割引!
- □日帰り入浴施設利用割引!
- □ホテル・宿泊施設利用割引!
- □全国3会場の時代村入園割引!
- □貯蓄積立金を一部取り崩して利用できます。
- (取崩しの制限がありますので、商工会にもお問合せ ください。)
- ~加入促進実施中!ぜひご検討ください!~
- <お問合せ> 村松商工会 TEL.0250-58-2201

#### MURAMATSU MANAGEMENT EXPRESS 2017.9

#### 村松商工会主催~会員事業所対象~

## 職場健康診断のご案内

商工会では会員事業所の福利厚生事業の一環として、健康診断事業を毎年実施しています。職場勤務者の定期健康診断は、労働安全衛生

法等の法律に基づき、事業主の責 任において受診させなくてはなら ないこととなっています。



受診を希望する事業所は、別紙 の申込書により商工会にてお申し 込みください。

- ◆日時 10/11(秋) (受付) 8:30~11:30 13:00~15:00 10/12(木) (受付) 8:30~11:30 13:00~15:00 10/13(金) (受付) 8:30~11:30 13:00~15:00
- ◆会場 さくらんど会館
- ◆申込 <u>9/15(金)まで</u>に別紙申込書により村松商工会 へお申し込みください。
- ◆検診機関 (財健康医学予防協会(℡ 025-279-1100))

## 平成29年9月分から 厚生年金保険料が変わります

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険 料率は平成29年9月まで毎年改定されることになって います。平成29年9月分(同年10月31日納付期限 分)からの保険料率は下記の通りです。

	一般	坑内員・船員	
	厚生年金基金加入者	厚生年金基金加入者	
現行	18.182 %	18.184 %	
-5TL1 J	13.182%~15.782%	13.184%~15.784%	
変更後	18.300 %		
<b>AT1</b>		13.300%~15.900%	

## 9月の年金相談のご案内

主催年金事務所	A 15	1	-+
(予約先電話番号)	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所 (025-283-1014)	五泉市福祉会館	21(木)	10:00~15:00

## 商工会員募集へのご協力のお願い

商工会では、商工会に加入していない事業者の方の加入 促進を行っています。皆様の周りで商工会に未加入の方や 新たに事業を創業予定の方、創業された方がおられました ら、商工会への加入をお勧めくださるようお願いします。 ご連絡いただければ、事務局が商工会事業・指導内容等 のご説明に伺いますので、商工会までお知らせください。

#### 9月の行事予定

1(金)	職員協議会指導職員部会研修会新潟市		
5(火)	五泉阿賀地区女性部合同研修会	新瀧	
6(rk)	県連理事会	新潟県商工会館	
	関ブロ青年部前期代表者会議 主張発表大会(~9/7)	神奈川県	
7(木)	商業部会運営委員会	村松商工会館	
8(金)	経営指導員研修会	万代島ビル	
20(水)	県連臨時総会	新潟県商工会館	
21(木)	中小企業連携ミーティング	新潟市	
22(金)	職種別研修(経営支援員等)	新潟県商工会館	
26(火)	よろず経営個別相談会	村松商工会館	
28(木)	経営革新セミナー	村松商工会館	

## 村松商工会×新潟県よろず支援拠点 無料個別相談会(9月開催)

NICOカフェ 阿賀北五泉

村松商工会と新潟県よろず支援拠点(公益財団法人 にいがた産業創造機構)の共催による経営個別相談会 を開催します。売上拡大、経営改善、資金繰り、商品 開発、創業など、様々な経営課題に関する相談に対応 します。(事前に予約が必要となります。)

相談は無料!ぜひ気軽にご活用ください!

■相談日時:平成29年9月26日火 13:30~16:00

※相談時間は1社45分。 ※9/22優までに村松商工会へ お申し込み下さい。

 ■対応者: 辰喜 太輔 氏 (税理士・中小企業診断士)
 ■会場: 村松商工会館 相談室



### 日本政策金融公庫(金融情報)

国民生活事業の貸付利率(平成29年8月9日現在)

- ◆普通(一般)貸付…貸付限度額 4,800万円
  運転資金:5年以内/1.16~2.35%
  設備資金:10年以内/1.16~2.35%
- ◆経営改善貸付…貸付限度額 2,000万円 運転資金:7年以内/1.11% 設備資金:10年以内/1.11%

